

# 令和8年度 中津市における 普通交付税算定結果

| 年度    | 交付決定額<br>(千円) | 交付決定額<br>対前年度伸び率 | 財政力指数 |
|-------|---------------|------------------|-------|
| 令和4年度 | 10,230,160    | ▲3.8%            | 0.506 |
| 令和5年度 | 10,023,777    | ▲2.0%            | 0.507 |
| 令和6年度 | 9,878,651     | ▲1.4%            | 0.524 |
| 令和7年度 | 10,630,308    | 7.6%             | 0.531 |
| 令和8年度 | 10,006,508    | ▲5.9%            | 0.538 |

令和8年9月

中津市 財政課

## 1. 地方交付税制度概要

「地方交付税」とは、すべての地方団体が一定の財政水準を維持しうよう財源を保障する見地から、国税として国が地方に代わって徴収し、一定の基準によって地方団体に再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税」です。「国庫補助金」等と違い、使途が制限されていないので、地方団体が公共サービス提供のために自由に使えます。

### 目的

#### 財源調整機能

地方団体間における財政力の格差を解消するため、地方交付税の適正な配分を通じて地方団体相互間の過不足を調整します。

#### 財源保障機能

地方交付税の総額が国税の一定割合（※）として法定されることにより、地方財源は総額として保障されています。

### 種類

#### 普通交付税

財源不足団体に対し交付（交付税総額の94%）

#### 特別交付税

普通交付税で捉えられない特別の財政需要（災害等）に対し交付（交付税総額の6%）

※所得税・法人税33.1%、酒税50%、消費税19.5%、地方法人税100%

### 総額

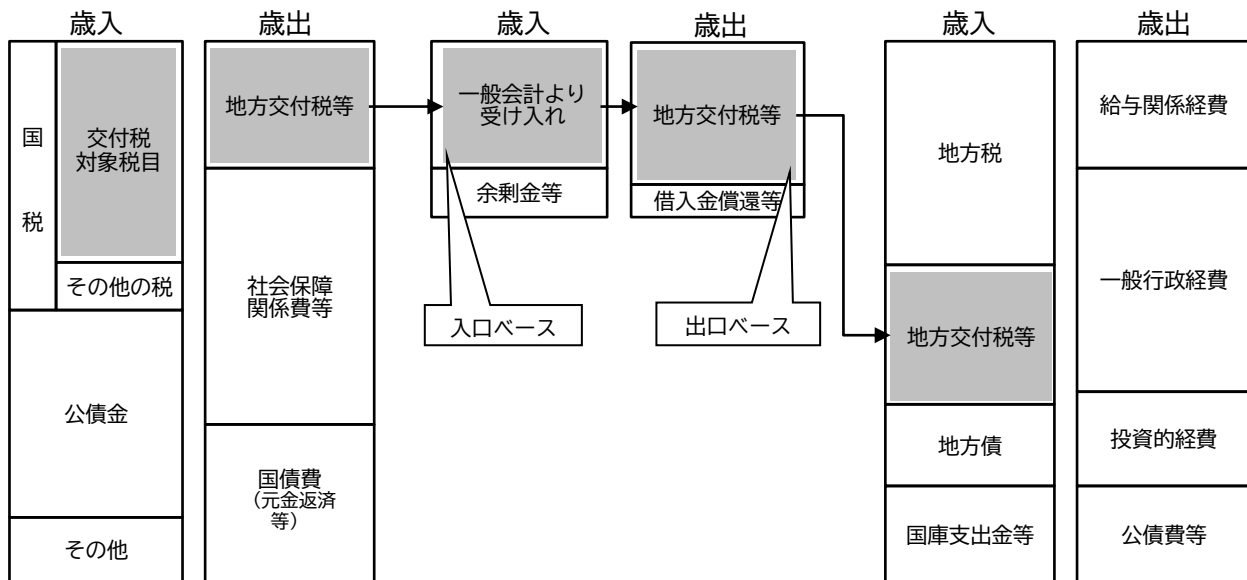
交付税の総額は、「地方財政計画」を通じて決まります。「地方財政計画」とは、毎年度、国の予算編成時に、内閣が地方団体（47都道府県、約1,700団体市町村）の歳入及び歳出を見積り、国会に提出しているものです。この歳入・歳出のギャップを補てんするために、国税に加え、国の一般会計からの特例加算等を行って、その年度の交付税総額を決定します。なお、交付税総額を配分するための基準（単位費用、単位測定、補正係数等）は、毎年改定されます。

#### 国の一般会計

#### 国の特別会計

（交付税及び譲与税配布金特別会計）

#### 地方財政計画



### 各地方団体への交付額の決定方法

$$\begin{aligned} \text{普通交付税額} &= ( \text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額} ) - \text{調整額} \\ &\quad \text{※詳細は後述} \quad \text{※詳細は後述} \\ &= \text{財源不足額（交付基準額）} - \text{調整額} \end{aligned}$$

※調整額とは、財源不足額の全国計と普通交付税の総額の差額を、各地方団体の基準財政需要額に応じて按分したものです。

## 2. 基準財政需要額

「基準財政需要額」とは、各地方団体の財政需要を合理的に測定するために、地方交付税法第11条の規定に基づいて算出された額です。その算定は、各行政項目別にそれぞれ設けられた「測定単位」の数値に必要な「補正」を加え、これに測定単位ごとに定められた「単位費用」を乗じた額を合算することによって行われます。

※基準財政需要額は、各地方団体の支出の実績（決算額）でもなければ、支出しようとする額（予算額）でもありません。  
 ※基準財政需要額は、「地方財政計画」に組み込まれた給与費、社会福祉関係費、公共事業費等の内容を基礎として算定されます。  
 ※基準財政需要額は、その地方団体における必要な一般財源としての需要額を示すものであり、国庫補助金や使用料・手数料等の特定財源は控除されます。

$$\text{需要額} = \text{測定単位} \times \text{補正係数} \times \text{単位費用}$$

### 行政（算定）項目

基準財政需要額の算定のために、財政需要（行政経費）を区分したものです。

例）消防費、道路橋りょう費、小学校費、中学校費、生活保護費、こども子育て費、高齢者保健福祉費、清掃費、農業行政費、商工行政費、徴税費、戸籍住民基本台帳費、公債費等

### 測定単位

財政需要の「多い・少ない」を最もよく反映する「指標」です。

例）人口、地方団体の面積、道路の延長、児童数等

### 単位費用

基準財政需要額の算定のために用いられる「単価」で、その数値は法で定められています。このため、地方行政の制度改正等、単位費用の積算の基礎となるものに変更があった場合には、単位費用は改定されます。

例）消防費の単位費用の算定（概要）

- ・標準規模の地方団体として人口を100,000人と想定
- ・標準規模の地方団体が消防活動等の事務を行う際の必要経費は、1,301,671千円と見積り
- ・国庫支出金、使用料（特定財源）は、4,996千円と見積り

$$\begin{aligned} \text{単位費用} &= \frac{\text{標準団体の標準的な歳出} - \text{そのうち特定財源}}{\text{標準団体の測定単位の数}} \\ &= \frac{1,301,671 - 4,996}{100,000} \div 13,000 \text{（円）} \times 1 \text{人当たり} \end{aligned}$$

### 補正係数

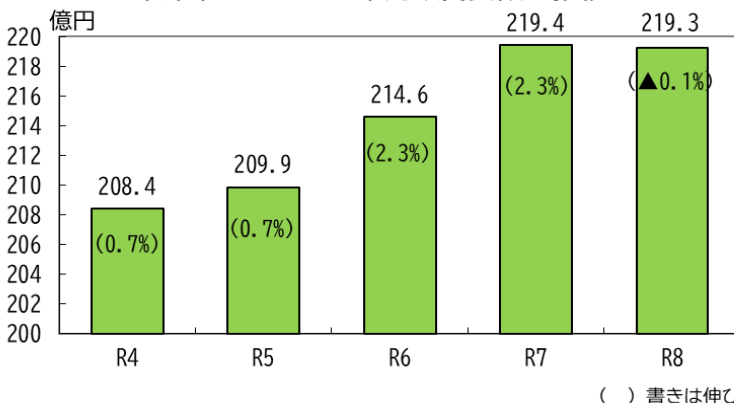
基準財政需要額の算定においては、すべての地方団体に費目ごとに同一の単位費用が用いられていますが、実際の行政経費は、自然的・社会的条件の違いによって大きな差があるので、これらの行政経費の差を反映させるため、その差の生ずる理由ごとに測定単位の数値を割増し（または割落とし）しています。このような補正に用いる率を補正係数といいます。

### 交付税措置

「交付税措置」とは、基準財政需要額の計算に含まれていることをいい、次のケースがあります。

- ・単位費用（標準団体の標準的な歳出）の積算に含むことでの措置
- ・補正係数の算出過程に含むことでの措置

中津市における基準財政需要額の推移



中津市における令和8年度の基準財政需要額は、前年度比0.1%減の約219億2,731万円となりました。主な増減理由は以下のとおりです。

- ・消防費の増 +2,812万円
- ・社会福祉費の増 +4,436万円
- ・こども子育て費の増 +9,404万円
- ・地域デジタル社会推進費の減 ▲1,538万円
- ・公債費の減 ▲1億5,155万円

※上図は臨時財政対策債振替後（後述）の額であり、錯誤措置額を含みます。

### 3. 基準財政収入額

「基準財政収入額」とは、各地方団体の財政力を合理的に測定するために、地方交付税法第14条の規定に基づいて算出された額です。具体的には、地方団体の標準的な税収入の一定割合により算定された額です。

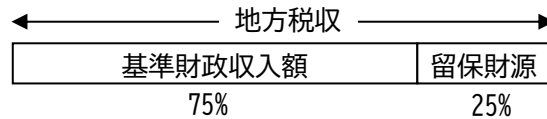
※基準財政収入額の算定の対象となるのは、標準的な地方税収入です。  
例) 市町村民税、固定資産税、軽自動車税、地方消費税交付金等

$$\text{収入額} = \text{標準的な地方税収入} \times 75\% + \text{地方譲与税等}$$

#### 算入率（留保財源）

基準財政収入額のうち、地方税に関する部分については、地方税法に基づく標準税率に「算入率」を乗じて算定しています。算入率は75%となっています。残りの25%は「留保財源」と呼ばれ、これは、財政収入において一定程度ゆとりを残すことにより、

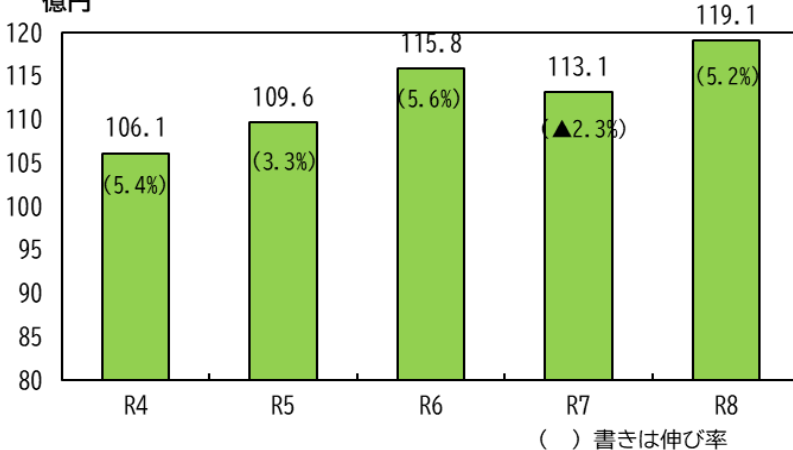
- ・地方自治体が自主的、弾力的な財政運営を行えるようにすること
- ・税収入の過不足を完全に交付税で補てんとすると、地方自治体において税収確保の努力がなされなくなるおそれがあることなどの理由からとられている措置です。



#### 精算制度

基準財政収入額は、標準的な地方税収入等を算定するものであり、課税実績とのかい離が生じても精算は行いませんが、一部の税目については、特例として精算制度が設けられています。これは、税収が景気の変動等に敏感に受け、年度ごとの額の変動が大きく、算定額と課税実績額との間に著しく格差が生じること等があるため、その算定結果において地方団体の財政運営に与える影響を考慮して、精算等により算定額と実績額の差が是正されます。

中津市における基準財政収入額の推移



中津市における令和8年度の基準財政収入額は、前年度比5.2%増の約119億642万円となりました。主な増減理由は以下のとおりです。

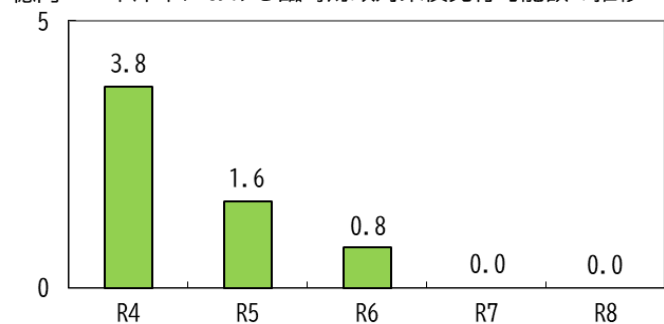
- ・市町村民税所得割  
→基準税額 +4,164万円
- ・市町村民税法人税割  
→基準税額 +2億1,637万円
- ・利子割交付金  
→基準税額 +2,240万円
- ・地方消費税交付金  
→基準税額 +2億4,838万円

### 4. 臨時財政対策債

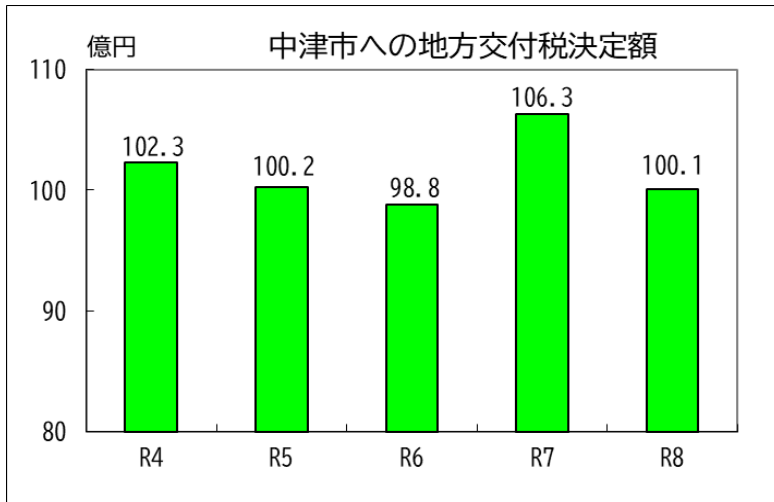
「臨時財政対策債」は、地方の財源不足を補てんするため、特例的に認められる地方債（借金）です。国から地方団体に交付する交付税の原資が足りないため、この不足分を国と地方で折半し、地方負担分はひとまず、地方団体自らが借金して窮地をしのぎ、この元利償還金の全額を後年度に交付税措置するという、いわば交付税の肩代わりといえる制度です。一方、国負担分は、国の一般会計からの加算により補てん措置されます。

なお、基準財政需要額は、積算した需要額から、臨時財政対策債の発行可能額を控除した額で表示されることがほとんどです。（臨時財政対策債振替後額）

中津市における臨時財政対策債発行可能額の推移



## 5. 交付決定額



※交付決定額は、調整復活等があれば調整復活等後の額。

中津市における令和8年度の普通交付税の交付決定額は、前年度交付決定額（調整復活後）から5.9%減の100億651万円となりました。

こども子育て費の増や公債費の減による基準財政需要額の減と比較し、基準財政収入額となる市町村民税や地方消費税交付金等の収入の増が大きくなったため、財源不足額が縮小したことが主な要因です。

### 参考

#### ■当初決定額

全国の交付総額 18兆9,737億円  
(対前年+6.5%)

うち市町村分 8兆8,697億円  
(対前年+3.8%)

※ 令和8年7月24日 決定・閣議報告

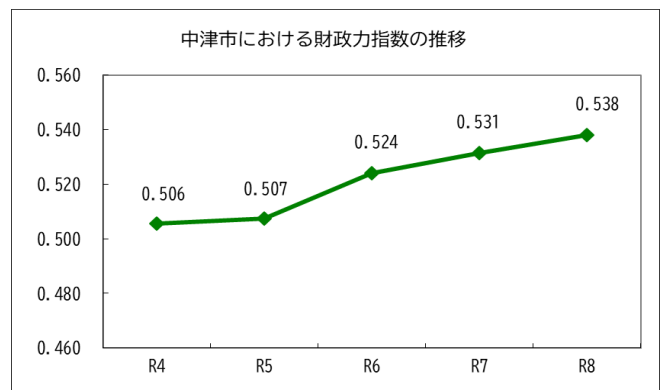
## 6. 財政力指数

「財政力指数」とは、地方団体の財政力を示す指標として用いられるもので、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3カ年の平均値です。この数値が高い団体ほど、自前の標準的税收等で行政運営を行う財政力が高いと言えます。

中津市における令和8年度の財政力指数は0.538となっています。令和7年度に比べると0.007の増となっています。

これは、税收の増等に伴う基準財政収入額の増加が、公債費の減等に伴う基準財政需要額の減少幅よりも大きくなったためです。

財政力指数は過去数年において大きな変動は無く、財政運営状況は安定的であると捉えることができますが、中津市の類似団体の平均を下回っています。今後、行財政改革等により、さらなる改善が必要です。



※錯誤措置額を含まない一本算定で算出。

### 参考

大分県下の市平均 (R6) 0.53

中津市の類似団体の平均 (R6) 0.70

#### 【出典】

- ・総務省ホームページ（類似団体比較カード）
- ・大分県「市町村財政概要」